

別表

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の 宿舎施設 整備事業	介護職員1定員 当たりの延べ床 面積（バルコニ ー、廊下、階段等 共用部分を含 む。）33㎡ ※上記の基準面 積は、補助金算出 の限度となる面 積であり、実際の 建築面積が上記 を下回る場合に は、実際の当該建 築面積を基準面 積とする。	1／3	第4条第3項に掲げる介護施設等 の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一 体的に整備されるものであって、市長 が必要と認めた整備を含む。）に必要 な工事費又は工事請負費及び工事事 務費（工事施工のため直接必要な事務 に要する費用であって、旅費、消耗品 費、通信運搬費、印刷製本費及び設計 監督料等をいい、その額は、工事費又 は工事請負費の2.6％に相当する額 を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等にお いて別途補助対象とする費用を除き、 工事費又は工事請負費には、これと同 等と認められる委託費、分担金及び適 当と認められる購入費等を含む。